新監査公表第７号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので，これに係る事項を次のとおり公表します。

平成30年9月25日

新潟市監査委員　高　井　昭一郎
同　伊　藤　秀　夫
同　渡　辺　有　子
同　加　藤　大　弥

監査結果等に基づく措置
平成30年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（平成30年7月2日新監査公表第5号）分

監　査　の　結　果　等 （指摘・意見）内容	措　置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 （措置実施日）	再発防止措置 （措置実施日）	
《指摘事項》 契約事務において，不適切な事務処理が行われていたもの（西区役所健康福祉課） 西区役所健康福祉課の担当者は，平成30年2月6日午前に，老人憩の家「小針荘」の管理人よりガスストーブが不調である旨の連絡を受け，業者へ状況確認と修理に係る見積書の提出を依頼し，同日午後に，業者より機器の取替が必要である旨の状況報告と修理費177,228円（税込）の見積書の提出を受けた。 冬期にもかかわらず代替えの暖房機器がなかったこと，高齢者をはじめとする利用者への影響を考慮し，速やかに同業者へ取替工事の発注をしたが，一者随意契約はできないという担当者の誤った認識により，工事完了後に，施工業者へ他者（２者）の見積書を提出させ，書類上は見積合わせを実施したかのように調えていた。 当該工事は，利用者への影響を考慮した緊急対応として業者に修理を依頼したものであることから，一者随意契約として事務処理をすべきであった。 しかし，故障発生時及びその後の事務処理について上司への報告，相談など課内での情報共有の欠如と，担当者の誤った認識により，施工業者に他者の見積書の入手を依頼し，３者で見積合わせを実施し工事を行ったこととしていたものである。 形式的な体裁を調えるために施工業者へ他者の見積書を提出させた行為は，業者に当該事案はもとより他の事案でも不適切な契約事務を行っているのではないかという疑念を抱かせるとともに，市の業務全体について市民の信頼を喪失する恐れがあり，コンプライアンス意識を欠いた不適切な事務処理と言わざるを得ない。 今後は，職員の契約事務の理解を深めるとともに，工事発注にあたり課内での情報共有を速やかに図り，さらに，コンプライアンスを遵守した適正な契約事務の執行に努められたい。 【合規性】	指摘事項に係る対応として，下記の対応を行った。 ① 平成30年4月以降，工事発注の必要性や発注にあたっては，担当者のみで判断せず係内で情報共有を行うよう再度指導するとともに，担当係長が不在の場合には課長補佐等に相談するよう指導した。 ② 契約課が作成している契約関係の事務手順書を係内で共有し，契約実務の向上に努めた。 ③ 課職員に対し指摘事項の情報共有を行い，法令順守の指導を行った。 （平成30年4月下旬～平成30年6月30日）	再発防止措置として，下記の事項を実施する。 ① 西区役所総務課において実施予定の財務・契約研修会に，職員等を出席させ，実務能力の向上を図る。 ② 課の全ての職員を対象にコンプライアンス研修を実施し，法令順守の意識徹底を図る。 ③ 工事発注の必要性や発注にあたっては，担当者のみで判断せず係内で情報共有を行うよう再度指導するとともに，担当係長が不在の場合には課長補佐等に相談するよう指導した。 （平成30年7月6日～平成30年9月30日）	西区役所 健康福祉課
	・既に契約履行済みであり，遡っての是正は行わない。 ・契約規則及び随意契約ガイドラインについて，改めて掲示板で周知を行った。	・契約規則及び随意契約ガイドラインについて，改めて掲示板で周知を行った。 （平成30年7月24日）	【制度所管部署】 財務部契約課